

契約日 2024年 2月 5日

株式会社 JWC  
レンタルバイク物品貸借契約書

貸渡人 株式会社 JWC

借受人 様

◆貸渡人

株式会社 JWC

京都府京都市左京区岩倉忠在地町 2 7 4 - 2

TEL : 075-748-1622      FAX : 075-748-1180

E-mail : rental@jjs-corp.com

◆ご契約者様情報【借受人】

氏名（会社名）	印
フリガナ	
担当者名（法人の場合）	
住所	〒
電話番号	
生年月日（個人の場合）	年      月      日
メールアドレス	
保管場所	

\* 確認書類として、契約者様の免許証のコピーを頂戴しております。【法人契約の場合は責任者様の免許証のコピーを頂戴します。契約期間中に変更があった場合も都度の提出をお願い致します】

\* 貸渡人・借受人両者が上記に記名・押印、またページ毎と 2 通ある契約書に割印をする事によって契約を有効な契約とするものとします。

\* レンタルバイクの車両詳細は納車時に別紙にて確認するものとします。

◆レンタル代金振込先口座【毎月 2 5 日までに翌月の月額料金の入金をお願い致します】

P a y P a y 銀行

ビジネス営業部支店（店番：0 0 5）

普通口座

口座番号：1 1 6 2 3 1 9

口座名義：カ) ジェイダブルシー レンタル

◆保証金返還先口座

銀行名	
支店名	
普通口座      ・      当座預金	
口座番号	
口座名義	

# レンタル料金一覧表

## 基本料金【月額】

<input type="checkbox"/> 短期レンタル（1ヶ月毎契約）	18,600円
<input type="checkbox"/> 短期レンタル（1ヶ月毎契約、メンテナンス・故障時持ち込み）	17,000円
<input type="checkbox"/> 長期レンタル（1年毎契約）	16,600円
<input type="checkbox"/> 長期レンタル（1年毎契約、メンテナンス・故障時持ち込み）	15,000円

## オプション（月額）

<input type="checkbox"/> ミニカー登録	1,000円
<input type="checkbox"/> スマホホルダー	300円
<input type="checkbox"/> キャンピー専用スマホホルダー取付けバー（長期レンタルのみ・請求は初年度のみ）	700円
<input type="checkbox"/> ボックス	2,500円

## オプション（初回に一括領収）

<input type="checkbox"/> スマホホルダー（短期レンタルのみ）	10,000円
<input type="checkbox"/> 納車費用（短期レンタルのみ）	5,000円
<input type="checkbox"/> 初月日割り（ 日）	0円
<input type="checkbox"/>	0円

（上記記載内容は全て税抜き金額です）

### ◆月額料金

小計                      円 + 消費税                      円 = 合計金額                      円

### ◆初回料金

月額小計                      円 + 初回時支払い小計                      円 + 消費税                      円

+保証金 40,000円 = 合計金額                      円

\*振込手数料はお客様のご負担でお願い致します。

## 注意事項

\* 契約期間の短期契約は1ヶ月毎・長期契約は1年毎の自動更新とし、契約終了日の10日前までに貸渡人・契約者の双方から申し入れのない場合は同条件にて更新されます。

\* レンタル期間は月初～月末までの1ヶ月単位とし、1ヶ月未満の設定はございません。開始月に限り日割り計算とさせていただきます。

\* レンタル料金にはバイクレンタル料・自賠責保険料・軽自動車税・バイクのメンテナンス料が含まれております。

\* レンタルバイクの詳細につきましては別紙“レンタル貸渡車輛詳細”をご参照下さい。

\* “レンタル貸渡車輛詳細”に記載している（車輛貸渡期間）の終了日が記載されており、（終了日）のお客様ご署名欄に署名・押印をして頂いた時点で当契約は終了したものとします。

\* バイク1台分の電球セットを納車時にお渡しさせていただきます。電球が切れた場合はご契約者様ご自身での交換をお願いしております。【写真付きの説明書を見ながら誰でも簡単に交換できます】  
使用された電球はお申し出により次回メンテナンス時に補充させていただきます。【交換した古い電球は、新しい電球と引き換えとなります。古い電球が無い状態の補充は別途、電球代金を頂戴致します】

\* 契約者様には毎月末（25日～月末）にレンタルバイクの現在の走行距離を【JJS SYSTEM】へ報告して頂きます。（注意：走行距離報告がなかった場合は、違反金として別途1,000円/回（税抜）の過走行料金を請求させていただきます）

\* オイル交換はキャノピーを使用する上で一番重要なメンテナンスです。交換忘れはエンジン不具合等の重症な故障に繋がります。

出張契約の方は、バイク引き渡し・前回オイル交換から2,000km～2,500kmの間に契約者様からオイル交換予約のご連絡をお願い致します。

持ち込み契約の方は2,500km～3,000kmの間に弊社にオイル交換予約の上、持ち込みをお願い致します。

上記距離の間にオイル交換の依頼・持ち込みが無かった場合は違反金として10,000円/回（税抜）を頂戴致します。

\* レンタルバイクのメンテナンスにつきましては走行に支障がある・法令に違反している場合にのみ対応させていただきます。異音や外装割れ等は上記の理由に当てはまらない限りメンテナンス対象外とさせていただきます。【最高速度は45km/hを最低限担保】

\* メンテナンス・故障時持ち込みとはオイル交換などのメンテナンス等を、全て弊社まで持ち込みをして頂ける事が前提の契約となります。メンテナンスをご希望の場合は事前予約制となりますので、ご注意ください。

\* 事故・故障で自走が出来ず持ち込みが出来ない場合は、ご加入して頂く任意保険に付帯するロードサービス特約を利用して弊社で引き取りにお伺いさせていただきます。この場合は保険会社への請求となり、お客様への費用負担はございません。

\* メンテナンス・故障時持ち込み契約の方で、自走が出来る状態で出張修理をご希望の時は、別途出張料 5,000 円/回（税抜）で承ります。

\* 長期レンタルをご契約の場合の特典として、納車費用とレンタル終了時の引き取り費用を無料とさせて頂いております。【短期レンタルの方で納車・引き取りをご希望の場合は一律各 5,000 円/台（税抜）領収しております】

また、長期レンタルのご契約者様に限りリアボックスに店舗シール等を貼り付けて頂けます。【リアボックス以外の場所にはシールは貼れません。短期レンタルの契約者様がシール等を貼り付けた場合には、返却時にリフレッシュ料として 6,000 円（税抜）領収しております】

\* レンタルバイクが故障・事故等により使用出来ない場合には、使用不能になった日を含めた（弊社、定休日等を除いた）3 営業日以内に修理または新しいレンタルバイクと差し替えさせていただきます。

\* 故障・事故等により交換させて頂いた新しいレンタルバイクは、細かな装備品が差し替え前のバイクと違う場合がございますのでご了承ください。【オプションで契約をされている装備品は保証させていただきます】

\* 事故バイク回収やメンテナンスを円滑に行うために、レンタルバイクの合鍵 1 本を弊社にて保管させて頂きます。

\* 長期契約を 1 年以内に解約した場合には違約金 20,000 円（税込）を頂戴しております。その他、納車を行った場合は納車費用、ボックスにシールが貼り付けてある場合はリフレッシュ料を別途頂戴致します。

\* 保証金はレンタル終了月の翌月末に、振込手数料を差引いて、指定口座に銀行振込にてご返金させて頂きます。【未払い金・駐車の違反金等がある場合は保証金から差し引いてからの返金対応となり、万一、事故があった場合は事故の交渉が全て終わってからの返金となりますのでご了承ください】

\* パンク等のお客様の過失で修理が必要になった時の費用は、全額お客様のご負担となります。

\* 契約期間中に放置駐車違反金の請求がきた場合には報告後、直ちに弊社へお支払い下さい。

\* 事故が発生した場合には契約者様がバイクの修理等を行うのでは無く、必ず弊社にご連絡下さい。【弊社名義のバイクですので、事故等によるバイクの修理等は全て弊社で行わせて頂きます】

\*事故によるバイクの故障でのお客様負担金額の上限は、分損：8万円（税抜）、全損：15万円（税抜）、盗難：30万円（税抜）となります。【全損とは、フレームが曲がってしまっている・修理費の合計金額が15万円を上回ってしまっている場合を定義しております。盗難とは、バイクが盗まれた・海に落ちる等の弊社にバイクの車体を返却出来ない状態の事です】

事故の場合は、上記の金額の範囲で契約者様の過失割合に応じて請求させていただきます。

【例：過失割合5：5の事故の全損事故の場合、契約者様には75,000円（税抜）の請求をさせていただきます。0：10で事故で相手方が悪い場合は、契約者様に対する請求はありません】

\*短期契約・長期契約に関わらず、都度違反金・事故等の修理代金を請求させて頂き、弊社に支払いをお願い致します。尚、お支払い頂けなかった場合は精算が完了するまで契約を凍結とさせて頂き、その間弊社にバイクを引き上げさせていただきます。【その際の引き上げ・納車を弊社で行った場合には各5,000円/台（税抜）を頂戴します】

\*無保険状態を避けるため、レンタルバイクの契約者様は、保険代理店 RCM タカツジで東京海上日動火災保険株式会社の任意保険に必ずご加入頂きます。尚、書類の手続きは弊社にて行えます。

法人契約、同居の親族に21歳未満の方がいらっしゃる場合は、21歳未満も保証する任意保険にご加入頂きます。

短期契約者様の場合は、レンタルバイクの返却時に任意保険の途中解約は可能です。

\*故障・事故時などの不動バイクの引き上げは、全て任意保険のロードサービスを保険会社に申請させて頂き、弊社にてバイク引き上げをさせていただきます。

営業時間外で弊社に連絡がつかない等のやむを得ない場合は契約者様のご自宅にロードサービスで一時引上げを行って下さい。【ロードサービスを使用してもお客様の保険料が上がるなどの損害はございません】

\*バイク返却後、バイクの状態を点検させて頂き返却バイクがフレーム曲り等消耗部品は走行に支障をきたす様な状態であった場合は修理費を保証金からお支払い頂きます。

消耗部品は無償です。万一、不具合があった場合は（弊社、定休日等を除いた）3営業日以内に連絡をさせていただきます。修理箇所の詳細や金額等につきましては早急に特定し、後日お知らせさせていただきます。

\*事故時等のバイク修理の請求代金につきましては、部品：ホンダ純正定価、工賃：10,000円/h（税抜）【工数はホンダの提示するパーツリストの工数に準拠】の内容で計算させていただきます。

B O X等の付属部品は部品：取り付けてあった部品のメーカー定価と工賃：実際にかかった時間を計測した上で10,000円/h（税抜）の内容での計算となります。

\*レンタル料金の2ヶ月以上滞納又は、弊社からの連絡に長期間応じて頂けない場合は、強制的に契約終了とさせていただきます。

\*上記の注意事項に違反した場合は弊社からバイクの返還を要求する事があり、要求しているにも関わらず返還が遅れた場合は返還が遅れた日数×2,000円（税抜）を延滞金として請求致します。

**❖レンタルバイクは有効な免許を所持している期間のみ運転出来ます。免許停止中や免許取消後の運転は絶対に出来ません。【運転免許証の再確認の為、毎年4月に免許証のコピー又は写真を弊社までメールにてご提出下さい】**

**❖レンタルバイクは弊社に運転免許証コピーを提出されている方のみ運転可能です。第三者への転貸は禁止です。【免許証を提出していない方が運転している間に発生したバイクの不具合に関しては如何なる事情があろうと全額お客様負担での修理となります】**

**❖法人契約の場合は責任者1名の運転免許証コピーの提出をお願いします。【有効な免許証を所持したスタッフのみの運行の徹底と、責任者様には別途、運行誓約書の提出を義務付けております】**

**❖当契約は弊社指定の任意保険が有効に作用している事が前提条件となっておりますので、任意保険の解約・失効は自動的に当契約の終了とさせていただきます。**

**❖契約書1ページ目上部に記載のご契約者様情報【借受人】が変更となった場合には直ちに弊社にお知らせ下さい。**

\*この契約に関する紛争が生じたときは、訴額のいかんに関わらず貸渡人の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

契約書の内容を確認した上で遵守する事を制約します。

202 年 月 日

印

---

## 変更等特記事項

日付	内容	変更前	変更後	確認印

オプション等追加をご希望のお客様はお申し出下さい。

メールにて変更内容を取り交わし、弊社契約書に記入・押印をした時点から有効となります。